

憲法 9 条を廃止すべきか否か

はじめに

憲法九条は戦争の放棄・戦力の不保持の構成である。今般、憲法 9 条が現実と合っていない点として列挙するならば、「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。」の二点である。確か今般における北朝鮮のミサイル挑発に対して、我が国がいつまでもこうしたユートピアを掲げていては、国全体に何か起きた時、自衛隊としての役割が憲法が存在によって曖昧になっている以上、最大の効力を発揮することはできないだろう。つまり、北朝鮮が万が一暴発した場合、日本の自衛隊は日本を守れないだろうということを示唆するかの様に、安倍首相は「2020 年までには憲法改正を目指す。憲法九条の一項二項を残し、自衛隊について書き加える」と述べているのである。おそらく書き加えられる文言は自衛隊の戦力保持に関することであるが、これに対して改正する＝戦争の始まりと考える必要はない。一見矛盾しているようにも思えるが、戦力を持たないことが戦争をしないということではなく、むしろ他国から（特に北朝鮮）の侵略や攻撃を防ぐという意味で戦力を持つことは、戦争をしないということにつながるのである。

そこで本レポートでは、憲法九条を廃止すべきか否かについて中心に論じることを目的とする。

本論

まず、以下に憲法前文及び憲法第九条を掲げておきたい。

「前文（一部）日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。¹」

「第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。 第二項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持

¹ E-Gov（電子政府の窓口ホームページ）「日本国憲法」

<http://elaws.e->

gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=321CONSTITUTION&openerCode=1

しない。国の交戦権は、これを認めない。²⁾

上記のように、憲法第九条は第一項で戦争の放棄を、そして第二項で戦力の不保持と交戦権の否認を認めている。しかし、この解釈をめぐっては様々な学説が唱えられており、特に「戦争の放棄」の対象に自衛のための戦争などが含まれるのか、また、それと関連して保持しない「戦力」とは何か、そして自衛権や自衛隊は憲法上で認められるかといった問題について議論が分かれている。集団的自衛権に関しては2014年7月以降の解釈変更が行われた。この時に従来の政府解釈で「違憲」としてきたものを「合憲」に変えたのである。

つづいて憲法第九条の第一項には、「国権の発動たる戦争」と「武力による威嚇」「武力の行使」の三つを放棄するとある。「国権の発動たる戦争」とは、宣戦布告や最後通牒によって開始され武力衝突が行われ、戦時国際法適用を受ける国際法上での戦争、あるいは形式的意味の戦争を指し、「武力の行使」とはこのような戦争に至らない戦争行為、実質的意味の戦争のことをいうとされる。また「武力による威嚇」は、武力を背景に自国の主張を相手国に強要することで、戦争の誘因となるため放棄の対象とされた³⁾。

もっとも、この第九条の構造として第一項は規定の目的を定め、第二項はその手段を定めていることから、互いに立体関係にあるとされ、すなわち第二章第九条は第一項で「ある種の戦争などを放棄すること」を定め、第二項はその手段として戦力と交戦権の放棄を定めているとされている⁴⁾。しかし、こうした構造において問題となるのは、第一項が「ある種の戦争などの放棄」と捉えることができる点である。そこで第一項では全ての戦争と武力による威嚇、武力の行使を全面放棄したとする全面放棄説⁵⁾と「国際紛争を解決する手段としては」という語句が留保となり、放棄する範囲を限定していると解する限定放棄説⁶⁾の二つが議論されている。さらに、後者における限定放棄説は「国権の発動たる戦争」と「武力の行使」を区分するか否かにより「国際紛争を解決する手段としては」という語を前段に列挙した武力行使と武力による威嚇にかかるとする説に分かれる。

全面放棄説を採る清宮（一九八八）は、国際紛争の手段ではない戦争というものは実際にほとんどがありえないケースであり、自衛戦争も国際紛争を前提として行われており、さらに第一項において自衛戦争を除外しているとみなすのは憲法の曲解であり、一項、二項共に全ての戦争を放棄していると見るべきであるとしている⁷⁾。これに関しては、伊藤（一九九〇）も憲法第一説は、憲法の平和国家の理念とその背景を素直に半値させた解釈だということができるとして、自衛戦争を含め一切の戦争を放棄と解する方が憲法における平和主義を率直に反映しているとしている。また、従来の事例（日露戦争や日清戦争、太平洋戦争な

²⁾ 同上。

³⁾ 梶基晃（二〇〇六）「憲法九条 研究と議論の最前線」青林書院、六十八項参照。

⁴⁾ 田畑忍（一九六四）「憲法第九条の新しい解釈 磯崎教授の憲法第九条の解釈について」六十九項参照。

⁵⁾ 辻村みよ子（二〇〇〇）「憲法」日本評論社、一〇七～一二六項参照。

⁶⁾ 同上。

⁷⁾ 清宮四郎（一九八八）「憲法」有斐閣、一一二項参照。

ど)に照らして見ても、侵略戦争と自衛戦争との区別は明確にすることは容易ではなく、いずれの国も戦争をする場合は自衛のためであろう。つまり、日本国憲法はこれらの事実を承知の上で国際紛争を解決する手段として謳っているのもであって、この言葉には自衛戦争を例外とするほどの重要な意味を盛り込んでいるとは考え難いと考えられる。

これに対する限定放棄説に立つものとしては、国際法上戦争は「国際紛争を解決する手段」とそうではない戦争を明確に区分されていることにその説の根拠を示している。つまり、ここでの「国際紛争を解決する手段」とは侵略戦争や復讐戦争などであり、後者は自衛戦争や制裁戦争などである。

おわりに

以上より、憲法第九条が「放棄する」としている戦争とはまさに「国際紛争を解決する手段として」の戦争であり、自衛戦争は放棄されていないのである。こうしたことから私はそもそも憲法9条を廃止すべきと考えている。

参考文献

E-Gov（電子政府の窓口ホームページ）「日本国憲法」

<http://elaws.e->

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=321CONSTITUTION&openerCode=1](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=321CONSTITUTION&openerCode=1)

畠基晃（二〇〇六）「憲法九条 研究と議論の最前線」青林書院、六十八項参照。

田畑忍（一九六四）「憲法第九条の新しい解釈 磯崎教授の憲法第九条の解釈について」六十九項参照。

辻村みよ子（二〇〇〇）「憲法」日本評論社、一〇七～一二六項参照。

清宮四郎（一九八八）「憲法」有斐閣、一一二項参照。